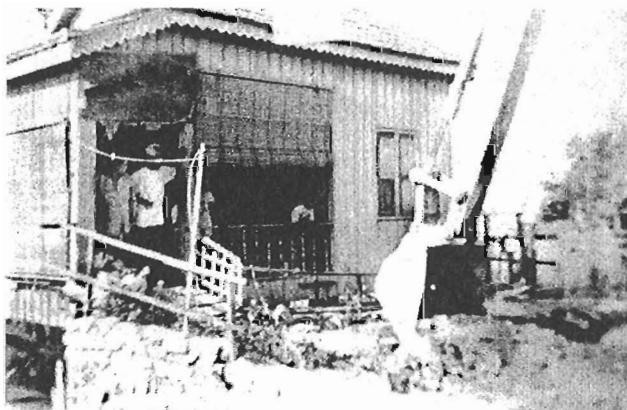


## フォーラム Mekong Vol. 6 No. 4 の追記とお詫び

本号の「ADB 融資国道一号線改修事業監査」(P. 12-17) の記事の文末注及び関係する写真が抜けておりました。以下の注と写真の追記をお願い致します。なお、P. 17 の (注 1) ~ (注 4) は、P. 16-17 の「JICA ガイドライン適用第一号 国道一号線改修計画」に対応する注です。

- ・ 注 1 (P. 12) : 2001 年に改定された土地法は、公共の利益のために非自発的移転が行われる場合、私的所有が可能な土地の影響住民に対し「公平かつ公正な（英語では Fair and Just）な補償」を支払うことを定めている。この規定の実現に必要な具体的な手続きは閣僚会議令の中で記述されることになっているが、これはまだ策定されていない。HW1 事業のケースについては、首相令により影響地域が公用地であると定められているため、この土地法の記述の対象外であると考えられている。
- ・ 注 2 (P. 15) : ガバナンスの定義は一律ではない。国際政治学者のチェンピールは「法的な強制力なしで他者にある行為をさせること」としているが、本稿で議論の対象としている国際開発機関の 1 つである世界銀行は「経済開発のために国家が経済的・社会的資源を利用するときの権力の行使形態」と定義している。



HW1 事業のための移転を拒否した住民の家先。ブルドーザーで威嚇されている。  
(写真提供：カンボジア NGO フォーラム。  
2000 年撮影)

国連人権委員会の居住権に関する特別報告者 Kothari 氏（左）、NGO と話す国道一号線改修計画の影響住民。住民からは、政府が提案する低い補償額では家屋を撤去する分くらいしか賄えない、補償額への合意を嫌がった際に地元政府から「文句があるならフン・セン首相に直接言え」と威嚇されたなどという訴えがあった。（写真提供：国連人権高等弁務官カンボジア事務所。2004 年 10 月撮影）

